

江東区事業継続計画（風水害編） 令和 7 年度策定概要

1. 江東区事業継続計画（風水害編）策定の趣旨

近年の風水害が頻発化・激甚化する中、地震災害と同様に風水害に対する事業継続態勢を充実・強化する必要性が高まっている。風水害時においても、限られた人的・物的資源を最大限活用し、区の責務として区民生活に不可欠な行政サービスを継続するとともに、災害時の区の機能低下を最小限にとどめることを主目的として、江東区事業継続計画（風水害編）（以下「区BCP（風水害編）」とする。）を策定した。

2. 区BCP（風水害編）の前提条件

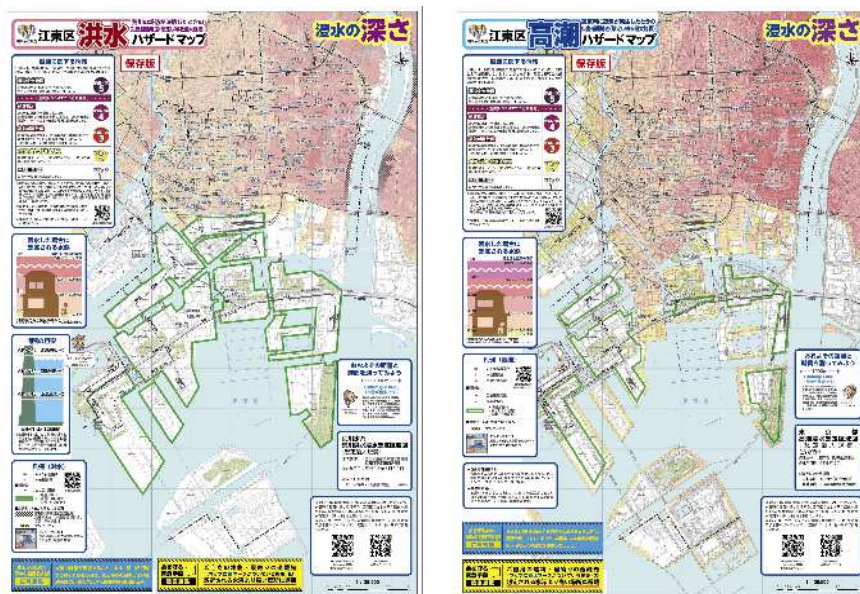
1 想定災害

(1) 対象とする風水害

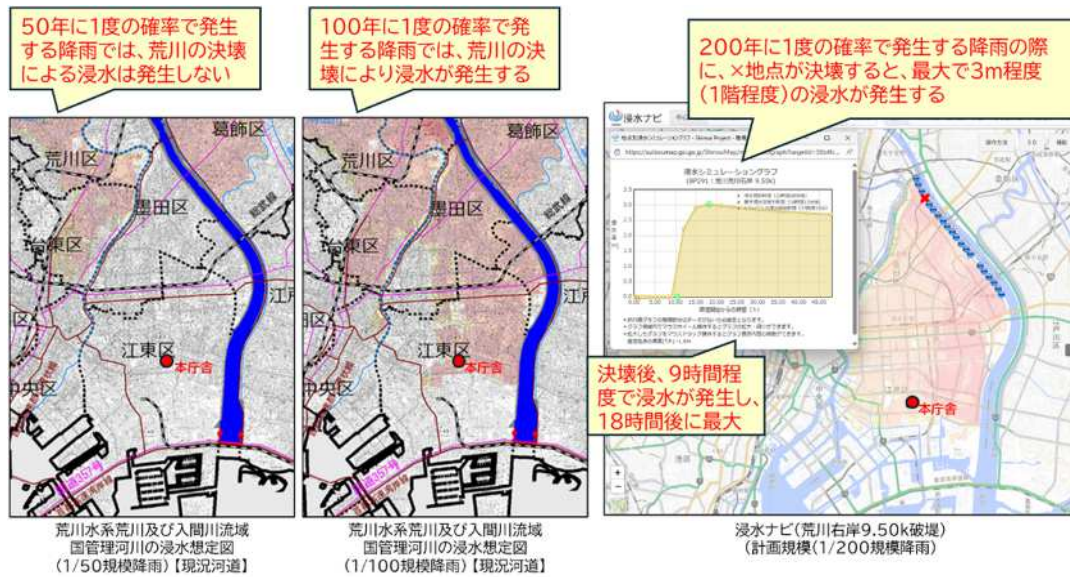
区BCP（風水害編）では、大規模な被害が生じた際の対応を含め、網羅的に非常時優先業務等を整理する必要があるため、想定最大規模の洪水氾濫（荒川）または高潮氾濫（東京湾）がそれぞれ発生した場合を想定した（図表 1）。

ただし、計画策定にあたっては、想定最大規模以下の風水害時（図表 2）においても活用できるものとする必要があることに留意して非常時優先業務の検討等を行った。

図表 1 想定最大規模の浸水想定（左：荒川の洪水、右：東京湾の高潮）



図表 2 想定最大規模以外の浸水想定



(2) 庁舎の被害想定

想定最大規模の浸水が生じた場合、図表 3 に示したとおり、本庁舎や防災センターをはじめ、公共施設の多くが浸水する想定である。

また、庁舎施設が浸水した場合は、以下に示すような庁舎設備への影響が生じる可能性がある。

①停電、断水等によるライフラインの停止

※本庁舎は浸水対策として、排水溝や止水板（最大180cm程度）を設置しているが、浸水深が浸水対策の高さを超える場合、地下1階に設置されている電気室及び災害用非常発電機室が浸水する可能性がある。

※防災センターは浸水対策として二重の防水扉と止水板（最大130cm程度）を設置していることから、浸水後も最低限の機能継続ができる可能性があるが、2階から水が流入し、1階に設置されている電気室及び災害用非常発電機室が浸水する可能性がある。

※電気室及び災害用非常発電機室が浸水した場合は、商用電源復旧後も設備の復旧に長期間を要する可能性がある。

②停電及びサーバ、ケーブル等の浸水により、基幹系、庁内系のシステムが利用困難

※電気室の浸水により、サーバへの給電が異常停止し、情報システムに不具合が生じた場合、復電後も復旧には長時間を要するため、災害対策本部の判断により、システムを計画停止させる可能性がある。

図表 3 本庁舎・防災センター等の被害想定（想定最大規模）

施設名	最大浸水深		浸水継続時間	
	荒川	高潮	荒川	高潮
本庁舎	3.0m～5.0m未満	5.0m～10.0m以上	2週間以上	1週間以上
防災センター	3.0m～5.0m未満	5.0m～10.0m以上	2週間以上	1週間以上
豊洲特別出張所	—	0.5 m～1.0m未満	—	12時間未満
大島出張所	3.0m～5.0m未満	3.0 m～5.0m未満	2週間以上	1週間以上

(3) ライフラインの被害想定

前提とする風水害が発生した場合の、区内におけるライフライン被害、その他の区内の被害発生の想定は、図表 4 のとおりである。

図表 4 ライフラインの被害想定

項目	細目	被害想定（案）
ライフライン被害	電力	○変電設備や地中配電線等の配電設備等が浸水することで広域的な停電が発生する可能性がある。また、送電が可能な場合でも、高圧受電の施設を中心に漏電による二次災害が想定される場合、電力供給を停止する可能性がある。 ○復旧まで数週間程度が必要となる可能性がある。
	通信	○通信ケーブルの断線や、建物電力設備の浸水及び停電により通信機器が使用できなくなる可能性がある。 ○復旧まで、固定電話では1日～数週間程度、携帯電話では数日程度が必要となる可能性がある。
	ガス	○浸水深1.0m程度でマイコンメーターは浸水するが、短期間であれば影響はない。ただし、浸水深1.0m以上が長期的に想定されている地域では、広範囲で供給が停止する可能性がある。 ○復旧まで、2週間以上が必要となる可能性がある。
	上水道	○本区では豊洲・有明・東雲エリアを中心に高層ビルが多く、停電が発生した場合、上層階への給水が不能となる可能性がある。 ○復旧まで、数カ月程度が必要となる可能性がある。
	下水道	○砂町水再生センターは浸水想定区域内にあり、下水処理に障害が生じる可能性がある。 ○復旧まで、数カ月程度が必要となる可能性がある。
その他被害	道路	○国道14号及び都道319号をはじめ多くの道路が浸水想定区域内にあり、浸水した場合、広範囲で不通となる可能性がある。
	鉄道	○本区には10路線が走っており、そのうち「ゆりかもめ」以外のすべての路線が浸水想定区域内を走行しているため運休となる可能性がある。 ○復旧まで、数日～数カ月間程度が必要となる可能性がある。

3. 区BCP（風水害編）策定の基本方針

区内で想定される主な被害状況（被災シナリオ）を設定したうえで、以下の方針に基づき区BCP（風水害編）を策定した。

- 方針1：想定最大規模の河川氾濫または高潮による被災シナリオを基本に、中小規模の被災シナリオにも柔軟に対応できるように、非常時優先業務ごとに対象となる災害を設定
- 方針2：職員の理解促進・内容定着のため、区BCP（震災編）の策定方法や業務の選定基準を踏襲するとともに、発災前における対応の考え方、広域避難への対応等、風水害特有の内容を反映
- 方針3：庁舎浸水等の可能性も含めて限られた人的・物的資源が不足する状況下での職員の判断に資するよう、非常時優先業務の優先順位等を設定
- 方針4：国、東京都、江東5区等の大規模風水害時に連携が必要な機関及び既存計画・検討※等と整合するよう計画を策定

※ 国・東京都は「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、広域避難先の開設・運営や避難手段・誘導等の内容を「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」として取りまとめ済み。江東5区（江東区、墨田区、足立区、葛飾区、江戸川区）は、「江東5区大規模水害広域避難計画」を策定済み。

4. 風水害時の人員配置・職員参集

風水害時は台風の接近等を事前に予測できるため、発災前は基本的に全ての職員が災害対応に従事可能であり、休日・夜間においても平日日中と同様の態勢を見込むこととする。

一方で、参集中のトラブルや負傷等により、参集予測と異なる場合があることに留意する必要がある。

上記を踏まえ、従事可能な職員数は派遣職員等を除いた2,729名とした（令和7年4月1日時点の職員数をもとに設定）。ただし、再任用職員は含むが、会計年度任用職員は含まない。

図表 5 全庁及び部署等別の従事可能な職員数

所 属	従事可能な職員数
従事可能な職員数	2,729
政策経営部	94
総務部	160
地域振興部	91
区民部	294
福祉部	106
障害福祉部	66
生活支援部	235
健康部(保健所)	202
こども未来部	726
環境清掃部	187
都市整備部	100
土木部	134
会計管理室	18
教育委員会事務局	282
選挙管理委員会事務局	13
監査事務局	6
区議会事務局	15

5. 非常時優先業務について

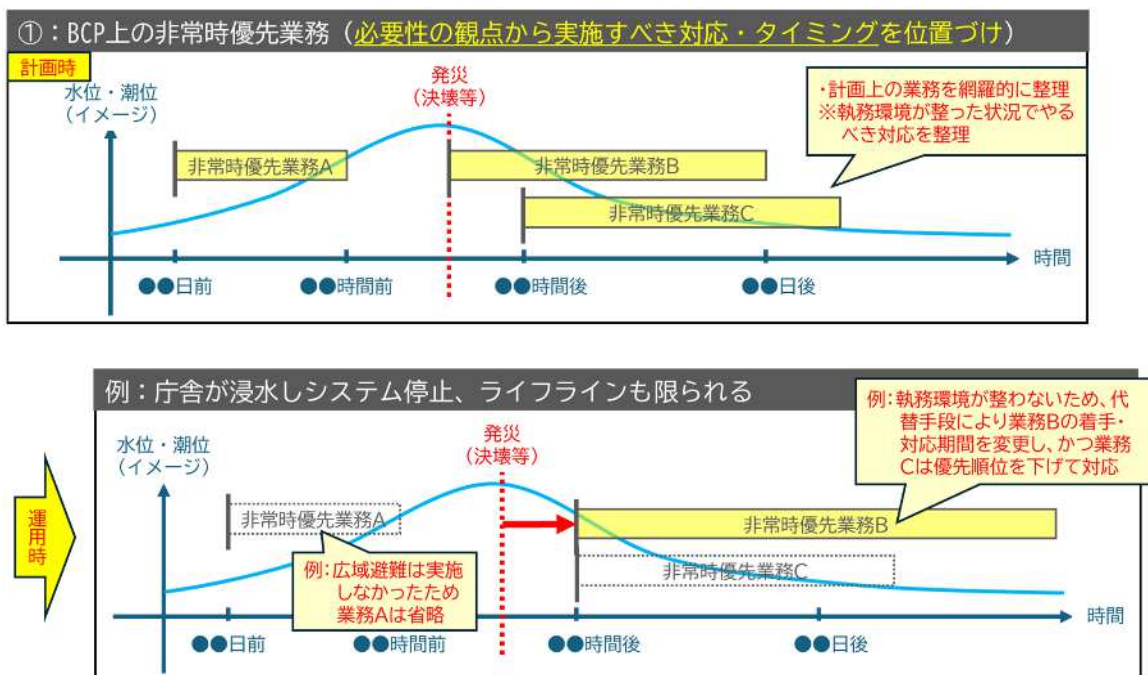
1 非常時優先業務の考え方

大規模風水害発生時に、区が対象とする非常時優先業務とは、災害時であっても継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、「優先度の高い通常時業務（以下「通常時業務」という。）」と「優先度の高い風水害時業務（以下「風水害時業務」という。）」に区分される。

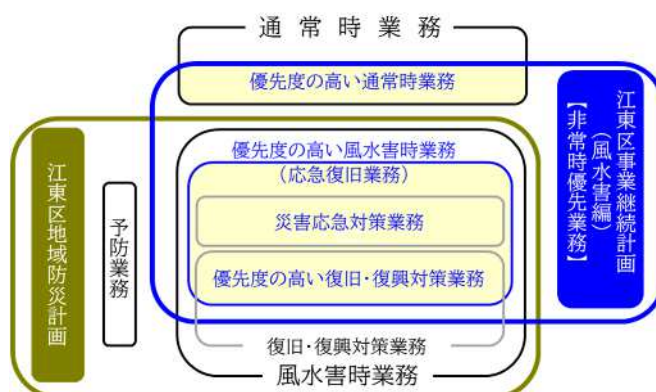
また、非常時優先業務は、現在の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から抽出（実施すべき対応を整理）している。その上で、実施可能性については、被害想定等を踏まえて必要資源を確認し、現状では困難と見込まれる場合は、対策を講じて可能にする方針とした。

なお、風水害時業務の範囲は、区地域防災計画で取り扱う業務のうち、全ての「災害応急対策業務」と早期に開始が求められる「優先度の高い復旧・復興対策業務」とした。

図表 6 非常時優先業務の運用イメージ



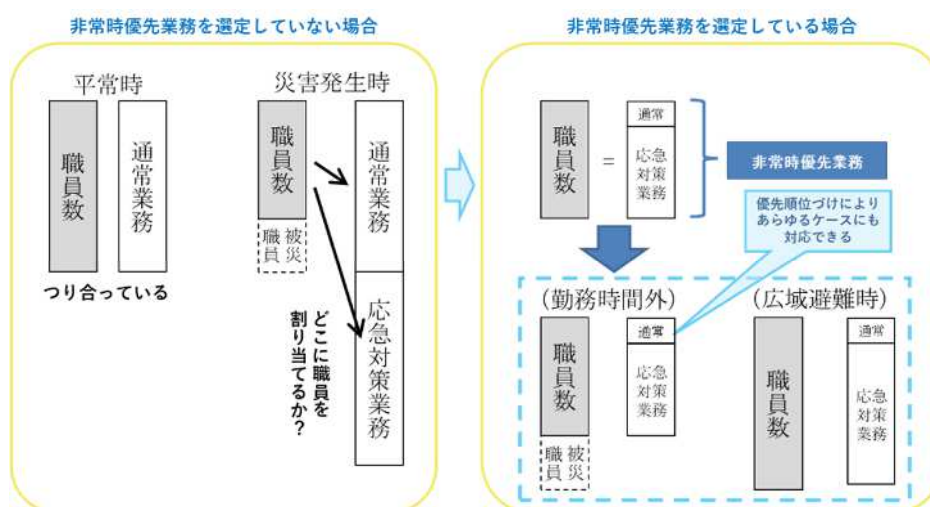
図表 7 区地域防災計画・区BCP（風水害編）・各業務の範囲



2 非常時優先業務設定の必要性

平常時においては業務量に必要な職員数を確保しているため、業務量と職員数は均衡している。一方、災害発生時においては、通常時業務に加えて応急対策業務が追加され、必要な業務量は大幅に増大するため、業務量と職員数の均衡は大きく崩れることが想定される。このため、停止してもよい業務を明確にし、限られた職員で必要な業務（非常時優先業務）を着実に執行することが必要となる。

図表 8 平常時及び災害発生時における業務量と職員数の比較



3 非常時優先業務におけるフェーズの設定と業務数

非常時優先業務の整理にあたっては、発災の120時間前から発災1か月後までを11フェーズに分け、それぞれのフェーズで実施すべき業務内容を整理したうえで非常時優先業務399件を整理した（図表9）。

図表9 フェーズに応じた非常時優先業務の選定基準と業務数（令和8年3月時点）

フェーズ	災害対応のイメージ	通常時	風水害時
発災120時間前	職員の連絡体制を確認し、災害への心構えを高める段階	15	30
発災72時間前	避難情報を発令できる態勢の構築等を実施する段階	3	56
発災48時間前	高齢者等避難の発令等、避難に時間を要する方に避難を呼びかける段階	9	53
発災24時間前	避難指示の発令等、区民全体に避難行動を呼びかける段階	3	22
発災9時間前	災害が切迫しており、少しでも命の助かる行動を呼びかける段階	0	5
発災から3時間まで	浸水状況等の情報収集を開始する段階	5	25
発災後3時間から24時間まで	応急活動を開始する段階	4	27
発災後24時間から72時間まで	他機関と連携し、応急活動を本格化する段階	7	46
発災後72時間から7日まで	全国的な支援の受け入れや復旧活動を開始する段階	6	27
発災後8日から14日まで	生活再建支援を開始する段階	6	17
発災後15日から1ヶ月まで	生活再建支援を本格化する段階	17	16
合計（総業務数）		75	324

4 非常時優先業務必要人数

非常時優先業務の実施に必要な人員規模の設定手法としては、当該業務における人工（≒発生業務量）の考え方を採用しており、職員一人が通常の勤務時間内（約8時間）で実施可能な業務量を「1」として、それが各フェーズの1日においてどれだけ発生するのかを設定した（図表10）。

〔参考：人工の考え方〕

1人が1日（約8時間）に遂行できる業務量を「1」とすることを基本として、その業務にどれだけの業務量を充当する必要があるかといった考え方。算定式は以下のようになるが、「発生から3時間まで」のフェーズのみ業務遂行時間の上限が3時間となるため、1人が遂行できる業務量の上限が「0.4」となる点に留意する。

算定式 人数×時間÷1日の通常勤務時間

※ 小数点以下第二位を四捨五入として算定する。

〔例〕

- ・1人で1時間行う業務 → $1 \times 1 \div 8 = 0.1$
- ・1人で3時間行う業務 → $1 \times 3 \div 8 = 0.4$

図表 10 部別時間別非常時優先業務必要人数（令和8年3月時点）

フェーズ 部名	発災 120 時間 前	発災 72 時 間前	発災 48 時 間前	発災 24 時 間前	発災 9 時 間前	発生 から 3 時間 まで	3 時 間 か ら 24 時 間 ま で	24 時 間 か ら 72 時 間 ま で	72 時 間 か ら 7 日 ま で	8 日 か ら 14 日 ま で	15 日 か ら 1 か 月 ま で
政策経営部	0.0	20.2	32.5	27.0	19.7	13.1	37.7	65.8	68.3	66.3	61.8
総務部	4.0	24.4	33.0	29.6	20.0	7.9	52.2	50.4	45.3	40.5	41.8
危機管理室	7.4	19.2	27.1	21.6	12.8	5.0	25.5	33.7	32.0	21.7	20.7
地域振興部	4.5	5.5	10.0	6.3	3.9	1.0	10.1	15.0	21.3	22.3	31.2
区民部	6.4	11.2	16.4	26.7	33.3	16.4	69.6	84.3	84.8	116.1	110.7
福祉部	0.0	7.3	8.0	5.7	4.8	1.3	3.8	17.0	11.6	10.2	16.7
障害福祉部	2.5	4.3	5.2	11.9	7.5	2.1	8.2	8.6	8.6	18.0	18.0
生活支援部	0.1	2.0	9.9	7.5	11.9	4.7	15.8	14.0	10.1	35.1	38.6
健康部 （保健所）	0.0	8.0	24.0	22.7	15.2	26.1	136.1	251.9	172.7	124.8	99.5
こども未来部	0.0	179.0	645.0	386.3	231.8	66.3	463.8	551.5	530.0	530.0	234.9
環境清掃部	2.1	3.1	6.1	23.2	17.0	11.4	40.6	181.6	307.2	318.5	319.7
都市整備部	0.2	8.4	5.8	9.5	4.0	4.8	17.1	18.5	51.4	63.9	80.3
土木部	10.0	134.6	150.5	146.2	58.9	29.7	227.6	435.2	85.5	60.7	56.4
会計管理室	5.8	5.8	5.8	4.1	2.8	0.3	1.8	5.0	10.9	10.9	12.1
教育委員会事 務局	0.2	3.6	21.3	17.0	9.0	10.0	46.6	48.5	57.5	81.5	102.8
選挙管理委員 会事務局	0.0	0.0	3.1	3.1	1.0	0.8	1.8	0.0	2.8	0.0	0.0
監査事務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区議会事務局	3.0	5.0	6.9	5.0	3.0	0.8	5.3	9.3	9.3	9.3	9.3
避難所運営等	0.0	0.0	580.0	362.5	217.5	224.5	376.0	784.0	784.0	784.0	416.8
福祉部・障害 福祉部共同	0.0	0.0	88.1	52.4	31.1	17.8	80.8	106.9	133.7	119.5	111.7
合 計	46.2	441.6	1678.7	1168.3	705.2	444.0	1620.4	2681.2	2427.0	2433.3	1783.0

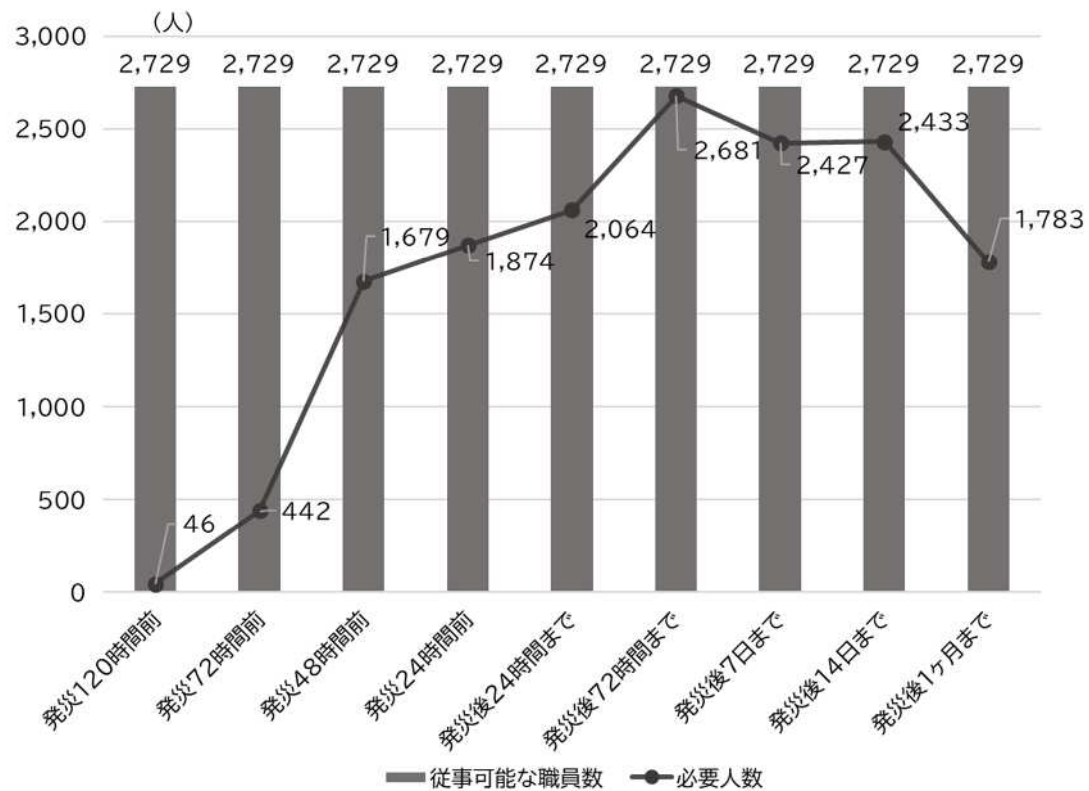
※1 「避難所運営等」については、災害情報連絡員、避難所配置職員、自主避難施設配置職員の業務に必要な人数を算定。

※2 「福祉部・障害福祉部共同」については両部が合同で実施する業務の必要な人数を算定。

※3 各部の必要人数は小数点以下第二位を四捨五入し計算しているため、各値の合計値が合計欄と一致しない可能性がある点に留意が必要。

災害時における従事可能な職員数と時間別必要人数（推計値）を比較すると、図表 11 のとおり、すべてのフェーズで必要人数に対して従事可能な職員数が上回っている。一方で、災害発生時は想定外の状況により、参集が困難となる職員が発生する可能性があることや見込みよりも業務に伴う必要人数が増加する可能性があることにも留意する必要がある。

図表 11 従事可能な職員数と必要人数（推計値）の比較



r

6. 区BCP（風水害編）の策定を踏まえた今後の課題について

非常時優先業務を遂行する上での課題は、態勢や執務環境、情報システム、組織全体の対応力の確保など、区災害対策本部運営の「全般事項に係る課題」と、各部が業務を遂行するための手順や役割分担、必要な資源、各部での専門的な対応能力の確保などの「個別事項に係る課題」とに大別できる。

それぞれの課題と対策の概要は、図表 12 のとおりである。

図表 12 非常時優先業務遂行上の主な課題と対策（概要）

項 目			主 な 課 題	対 策 の 方 向
全般事項に係る課題及び対策の方向	態勢	災害対策本部の運用態勢の確保	○災害対策本部の運用態勢の検討や準備が十分とは言えず、災害対策本部を具体的かつ効果的に運用するための方策が定まっていない。	○定期的な訓練等を通じて継続的により実効性の高い災害対策本部設置時の運用態勢について検討する。
		受援・応援の考え方の確立	○人材の受援・応援について手順を整理しているものの、各部課で災害対応上必要な人材確保が十分とは言えず、外部事業者等との連携・協力体制が十分とは言えない。	○災害対応上必要な人材について検討し、必要な協定の締結等を推進する。
	執務環境の確保	浸水対策の実施	○本庁舎、防災センターともに浸水が想定されており、電気室及び災害用非常発電機室が浸水する可能性がある。	○庁舎の浸水が見込まれる場合(台風の接近、堤防の決壊など)には速やかに庁舎等の浸水対策を行う。
		職員用飲料水・食料・トイレ等の確保	○職員向けの飲料水、食料、トイレの確保は十分とは言えない。	○業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレの確保について検討する。 ○職員の任意備蓄を推奨する。
		消耗品・備品等の確保	○業務を継続するための消耗品等が不足する可能性がある。	○平常時からの一定量の確保について検討する。 ○外部事業者等との協力体制等、発災時の調達方法について検討する。
		執務スペースの確保	○庁舎が使用不可となった場合の代替執務スペースの検討が不十分である。	○代替庁舎とする施設との協定締結を推進する。 ○浸水により孤立するおそれのある職員や委託事業者の避難方法・避難時期等について、事前に検討する。

項 目		主 な 課 題	対 策 の 方 向
全般事項に係る課題及	執務環境の確保	車両・舟艇の管理	○災害発生時の車両や舟艇の管理について統一的な扱いが整理されていない。 ○災害時に活用可能な輸送手段としての車両について庁有車だけでは不足する可能性がある。 ○浸水被害防止のための車両退避場所が定まっていない。
		燃料等の管理	○災害時の燃料確保について不足する可能性がある。
		電力の確保	○災害用非常発電設備が確保されていない出張所がある。 ○本庁舎・防災センターの電気室、災害用非常発電機室が浸水する可能性がある。
	通信・情報システム	通信機能の確保	○様々な手段における通信機能の検討が必要。
		情報システム機能の確保	○基幹系システム及び庁内情報系システムの停電対策、外部通信回線の確保対策、情報システム等の復旧作業等への検討が十分とは言えない。 ○基幹系システム及び庁内情報系システムを稼働させるために必要なサーバが異常停止し、機器やデータが破損した場合、長期間システムを利用できない。 ○庁舎周辺が浸水した場合の復旧は電力供給が完全に復旧した後となるため、長期間システムを利用できない。
	組織的な災害対応能力	教育・訓練の計画・実施	○教育・訓練の在り方を検討し、年間の訓練計画に反映、継続的に実施する。 ○マニュアル等を検証する機会を企画・実施する。 ○業務遂行に必要な知識や技能を習得するために各部課レベルで教育・訓練の計画を検討する。

項 目			主 な 課 題	対 策 の 方 向
全般事項に係る課題及	組織的な災害対応能力	業務遂行に必要な資源の確保	○非常時優先業務の遂行に必要な不可欠な資源の確保の準備が十分とは言えない。 ○災害時における非正規職員の業務範囲については、各課の募集要項内の記載により異なる。	○設備・資機材等への対策、被災した場合の代替確保対策を推進する。 ○業務遂行に必要な外部事業者との協定締結、連携・協力体制の確保を推進し、代替事業者の選定を検討する。 ○災害時の職員確保の観点から会計年度任用職員を含む非正規職員の業務範囲を検討する。
		災害対応マニュアルの充実	○既存の個別業務マニュアルの記載内容だけでは、災害発生時に実効性のある対応が困難な業務が存在する。	○様々なケースを想定し、個別業務マニュアルの整理を進め、マニュアル間の関連性を高めるとともに、訓練等を実施し、結果を効果的に反映させるスキームを検討する。 ○区の組織体制や各部課の非常時優先業務の分量なども踏まえ、適宜分掌事務の見直しを行う。
		情報共有態勢の強化	○各部課が収集した情報を情報通信班が集約し、必要な部課に効率的に共有する態勢が十分とは言えない。	○情報の報告継送図の更新や、効率的な情報共有方法の検討を行う。
		広域避難オペレーションの実効性確保	○広域避難の実施に向けたオペレーションや庁内の役割分担が具体化されていない。	○広域避難の実施に向けたオペレーションを検討し、マニュアル等に取りまとめる。 ○広域避難に関する訓練を実施し、職員の対応力を高める。
個別事項に係る課題及び対策の方向	要配慮者への対応の具体化		○要配慮者の避難方法について具体化されていない。	○江東5区としての検討を踏まえ、関係部局間の調整および避難手段の確保等を検討する。
	発災直後の物資輸送		○浸水の状況に応じて、避難所等へ物資を輸送する方法が明確化されていない。	○自衛隊や消防等と連携して物資輸送ができるよう平常時から役割分担や手順を確認する。 ○避難所周辺の防災倉庫の物資を浸水想定区域外や避難所等に移動させることを検討する。
	住民からの問い合わせ対応の仕組みづくり		○危機管理室の職員が電話対応に追われ、その他の業務に遅れが生じる可能性があるため、危機管理室の問い合わせ対応の負担を軽減する必要がある。	○他自治体等の事例等も参考に、危機管理室の負担を分散させるための方法や庁内の役割分担等を具体化する。
	自主避難施設内職員の職員配置の再検討		○自主避難施設に指定されている施設の職員の中には、災害情報連絡員や避難所配置職員に指定されている職員が存在するため、自主避難施設の開設運営要員が不足する可能性がある。	○災害時における効率的な職員配置について再検討する。